

保護者等様

北海道上磯高等学校長 越 亮 文

年 組 No. 生徒氏名

学校における感染症に係る出席停止について

この度、お子様が下記(○印)の疾病に罹られたという連絡を受けました。

学校保健安全法第 19 条の規定により出席停止を指示いたします。つきましては、医師から登校の許可がおりるまで学校を休ませしっかりと療養してください（何らかの症状がある場合は、療養し無理に登校しないでください）。

登校にあたっては、医師からの指示事項を遵守し、下記の「登校許可届」に保護者等責任の下、必要事項を記入・押印し、担任へ提出してください。「医療機関の領収証」と「薬の説明書」等の写しを添付してください。

	病 名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体が SARS コロナウイルスであるものに限り)、鳥インフルエンザ（A 属インフルエンザA ウイルスであってその血清亜型がH5N1 であるものに限り）	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	発症後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日間を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで 5 日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	腫れが出た後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好にまるまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで 出席停止の解除後、発症から 10 日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨すること。その際、児童生徒等の中で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、家庭とも連携しながら適切に指導を行うこと（令和 5 年 4 月 28 日付 5 文科初第 345 号）
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで
	結核	医師が、感染の恐れがないと認めるまで
感染症ごとに定めた出席停止期間の基準のとおり。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めた時はこの限りではない。		
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、腸チフス及びパラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（ ）	症状に応じて出席停止の必要性を医師が判断し、感染の恐れがないと認めるまで

き り と り

登 校 許 可 届 け

年 組 番 生徒名

保護者等署名

発症日： 月 日（ ）。病名 と診断を受け、欠席しましたので報告します。

出席停止期間：令和 年 月 日（ ） ～ 令和 年 月 日（ ）まで

医師より 月 日（ ）から登校許可の指示を受けました。

令和 年 月 日 医療機関名及び住所

医 師 氏 名

★保護者等の責任で記入してください（受診先の医師証明は必要ありません）

★担任は、出席停止期間を確認し、誤りのある場合は、朱書きで訂正し養護教諭へ提出してください。

★「医療機関の領収証」と「薬の説明書」等の写しを添付してください。